

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所に配属となり、大型トラック運転手として就労していた。

請求人によると、入社直後から別会社に通勤するよう命じられ、同別会社の車両を運行して会社の業務に従事することになって不安を覚え、また、取引先からクレームを受けたり、違法行為の疑いがある方法で業務を行うよう会社から言われたりするうちに、動悸、手足の痺れを感じるようになったという。

請求人は、平成○年○月○日、Dクリニックに受診し「不安神経症」と診断された。その後、平成○年○月○日、Eクリニックに転医し「パニック障害、適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「疾患名 パニック障害F 4 1. 0、適応障害F 4 3. 2」、「発症時期 平成○年○月頃」と所見しているところ、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、「請求人は、平成○年○月中旬頃に『F 4 3. 2 適応障害』を発病し、さらに時に『F 4 1. 0 パニック障害』による症状を併存したものと判断する。」と述べている。

請求人は、上記F医師の所見を根拠に、平成○年○月下旬頃にパニック障害を発病したと主張しているものと思われるが、同医師は、上記意見書において、発病時期の根拠について「本人（請求人）がこの頃から症状があると話したため。」と述べている。そうすると、同医師の発病時期の判断は、請求人の自訴のみに基づくものと思料されるところ、専門部会の意見は、請求人の申立てはもとより、会社関係者の申述、本件医学的意見等一件記録を十分に精査した上で、厳格にICD-10の診断ガイドラインに基づき結論されたものであり、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的意見等に照らし、専門部会の意見を妥当なものとして判断する。したがって、請求人は、平成○年○月中旬頃に「F 4 3. 2 適応障害」を発病し、さらに時に「F 4 1. 0 パニック障害」による症状（以下、両者を併せて「本件疾病」という。）を併存したものとみるの

が妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 請求人の本件疾病発病前6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 特別な出来事について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 特別な出来事以外の出来事について

(ア) 請求人は、入社直後に会社から、別会社に通勤するよう言われ不安を覚えた旨主張している。

一件記録から、確かに、請求人は入社直後にG会社に派遣されていることが認められる。

この点、同人は、申立書別紙において、「形式的には私がG会社の従業員となるが、実情は車両を借りているだけである。私個人に関しては、出勤や退勤、休憩のときのみG会社にお世話になる程度で、それ以外の仕事に関する指揮命令は会社の上司からなされる」と述べているところ、当審査会において、改めて一件記録を精査したが、派遣によっても請求人の業務内容に変化は認められない。そうすると、請求人の主張を認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて評価するも、派遣後の業務が困難であったとする特段の事情も無く、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(イ) 請求人は、取引先からクレームを受けた旨主張している。

確かに、会社関係者H、I及びJは、運転手が納品先等から納品の仕方や並べ方、納品時間のことで文句を言われることはよくある旨述べているが、上記会社関係者の申述を含む一件記録を精査するも、請求人がクレーム

ムを受けたことによって特に対応を求められたりしたことは無く、取引関係や業務内容・業務量にも変化があったとは認められない。そうすると、当審査会としても、同主張を認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめ評価するも、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(ウ) 請求人は、違法行為であるトラックの名義貸しと考えられる他社のトラックに乗務をさせられた旨主張している。

請求人が違法行為とする主旨は必ずしも明らかではないが、請求人の申述によれば、派遣先における業務研修において、会社所有の車両に乗車し、会社関係者K同乗の下、配送業務に従事していたことが確認できる。請求人は、このことをもって違法行為を強要されたと主張するものと思われるが、一件記録を精査するも、強要された事実は認められない。そうすると、当審査会としては、同主張は、認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する出来事とは言えず、これにより、請求人に業務による心理的負荷が生じたものと評価することはできない。

(エ) 請求人の就労状況に関し、審査官は、請求人の時間外労働について、決定書理由に説示のとおり認定しているところ、当審査会としても、同認定は妥当なものと判断する。これによれば、請求人の時間外労働は、本件疾病発病前2か月から同1か月において大幅に増加していることが認められる。もっとも、当該時間数の増加は請求人の就労日数の増加に伴うものであり、請求人の仕事内容に大きな変化が生じたものとは認められないが、上記請求人の時間外労働の状況に鑑みれば、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて評価し、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

ウ 以上を総合すると、当審査会としては、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つ及び「弱」となる出来事が2つ認められ、その心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

エ なお、請求人は、平成○年○月に3週間で120時間以上の時間外労働を

行ったことにより本件疾病を発病した旨主張するが、当審査会の判断は上記のとおりであり、同主張を採用することはできない。

(4) 請求人のそのほかの主張について子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

(5) 業務以外の要因に関し、F 医師は、上記意見書において、「性格傾向としては、I N V（精研式パーソナリティ・インベントリィ）より循環質、てんかん質、分裂質、ヒステリー、神経質の項目どれも高めの結果あり。」と述べている。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。